

資料提供
令和5年5月5日
担当：広島県対策本部
担当者：新型コロナウイルス
感染症対策担当 草薙
電話：082-513-2846
【報道機関専用 080-1641-7594】

新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について(速報)

令和5年5月4日(木)に、新型コロナウイルス感染症の患者56例が確認されました。
新型コロナウイルス感染症の患者の発生は県内813636～813691例目です。現時点で把握している情報は次のとおりです。

なお、県全体の直近7日間の10万人当たり新規報告患者数は67.0です。

【発生数】 8市4町で、10歳未満～90歳以上 計56名

市町名/年代	10歳未満	10	20	30	40	50	60	70	80	90歳以上	合計
廿日市市		1		1		2					4
府中町			1	2	1						4
海田町		2	1	1		2				1	7
熊野町				1							1
安芸高田市	1								1	2	4
北広島町			1			1					2
東広島市			3	1			1				5
三原市		2	1	2			2	2			9
尾道市		1	3	2	2		1		2		11
府中市	1	1				1					3
三次市		1				2	1				4
庄原市	1						1				2
合計	3	8	10	10	3	8	6	2	3	3	56

(注) 医療機関、PCRセンター、陽性者登録センター等での全患者を含んでいます。

【参考1】 陽性者登録センターでの登録状況：上記のうち、8名が陽性者登録センターで登録された患者です。

年代	10歳未満	10	20	30	40	50	60	70	80	90歳以上	合計
合計		1	3	2	1	1					8

【参考2】 届出対象者の状況：上記のうち、11名が届出対象者です。

年代	10歳未満	10	20	30	40	50	60	70	80	90歳以上	合計
合計							3	2	3	3	11

お 願 い

報道機関各位におかれましては、感染症法に基づきプライバシー保護及び風評被害、患者・御遺族等の人権尊重・個人情報の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。

(裏面に令和5年5月9日以降の公表の取扱いについて記載しています。)

<新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴う資料提供について>

新型コロナウイルス感染症患者数について、5類感染症移行後は、これまでの全数把握を終了し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第14条第2項に基づき、定点医療機関における定点把握へ移行して、患者の発生動向を把握することとします（保健所設置市3市も同様の取扱い）。

これに合わせて、毎日の「新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（速報）」についての資料提供は、5月8日（月）に終了します。

※5月8日の資料提供分（5月7日の感染者数の状況）が最後となります。

5類感染症移行後の新型コロナウイルス感染症患者の発生動向は、県ホームページの感染症週報のサイトから御確認ください。

（サイト URL）

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hcdc/hidsc-kanzya-zyouhou-syuukaiseki.html>

なお、定点把握による第1回目のホームページ公表は、令和5年5月18日（木）を予定しています。

※5月18日（木）には、第19週（5月8日（月）～5月14日（日））の状況を提供予定です。

